

令和 2 年度
総合政策局関係
予算概算要求概要

令和元年 8 月

国土交通省総合政策局

目 次

令和2年度総合政策局関係予算概算要求総括表	1
主要事項	
①豊かで暮らしやすい地域づくり	
○地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援	2
○日本版 MaaS の推進による地域や観光地の移動の利便性向上	3
○交通政策基本計画に基づく交通政策の総合的な推進	4
○自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進	5
○インフラツーリズムによる地域活性化の推進	6
○バリアフリー法等に基づく一体的・ 総合的なバリアフリー化の推進	7
○歩行者移動支援の普及・活用の推進	8
②国民の安全・安心の確保	
○災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化	9
○災害に強い物流システムの構築	10
○インフラメンテナンス産業の育成・拡大等の推進	11
○運輸安全マネジメント制度の充実強化	12
○公共交通事業者における危機管理対応力の充実強化	13
③生産性と成長力の引上げの加速	
○PPP／PFIの推進	14
○インフラシステム海外展開の推進	15
○海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進	16
○物流生産性向上の推進	17
○アジアを中心とした質の高い物流システムの構築・国際標準化の推進	18
○AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入	19
○ICT施工技術支援者の育成等	20
○行政手続デジタル化促進のためのシステム整備	21
④被災地の復旧・復興	
○被災した公共交通の復興の支援	22

令和2年度総合政策局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

	国 費			
	令和2年度 要求・要望額 (A)	うち 新しい日本のための 優先課題推進枠	前年 度 予 算 額 (B)	対前年 度 倍 率 (A/B)
● 主要事項				
◎ <u>豊かで暮らしやすい地域づくり</u>				
○ 地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援	26,441	4,773	22,005	1.20
○ 日本版MaaSの推進による地域や観光地の移動の利便性向上	1,000	1,000	306	3.27
○ 交通政策基本計画に基づく交通政策の総合的な推進	35	0	30	1.15
○ 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進	48	40	9	5.39
○ インフラツーリズムによる地域活性化の推進	6	0	6	1.00
○ バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進	71	0	58	1.24
○ 歩行者移動支援の普及・活用の推進	39	0	38	1.03
◎ <u>国民の安全・安心の確保</u>				
○ 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化	106	0	21	5.06
○ 災害に強い物流システムの構築	17	0	13	1.29
○ インフラメンテナンス産業の育成・拡大等の推進	16	0	15	1.10
○ 運輸安全マネジメント制度の充実強化	47	0	40	1.17
○ 公共交通事業者における危機管理対応力の充実強化	18	0	17	1.07
◎ <u>生産性と成長力の引上げの加速</u>				
○ PPP/PFIの推進	674	157	580	1.16
○ インフラシステム海外展開の推進	2,072	1,664	1,697	1.22
○ 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進	48	0	32	1.48
○ 物流生産性向上の推進	100	51	37	2.68
○ アジアを中心とした質の高い物流システムの構築・国際標準化の推進	20	0	17	1.17
○ AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入	69	30	64	1.08
○ ICT施工技術支援者の育成等	32	32	0	皆増
○ 行政手続デジタル化促進のためのシステム整備	254	254	157	1.62
● その他の行政経費	5,015	427	4,010	1.25
小 計	36,128	8,427	29,151	1.24
● 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所経費	5,944	545	5,219	1.14
合 計	42,072	8,972	34,370	1.22

(注1) 上記の他に、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁計上）として、次のものがある。

○被災した公共交通の復興の支援 722百万円

(注2) 上記の他に、財政投融資として、次のものがある。

○地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援 0.1億円（産業投資0.1億円）

○インフラシステム海外展開の支援 1,424億円（産業投資790億円、政府保証634億円）

○物流生産性向上の推進 5億円（財政融資5億円）

(注3) 端数処理のため、計算が合わない場合がある。

◎豊かで暮らしやすい地域づくり

○ 地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援

(地域交通課)

要求額 26,441百万円

- ・地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する。
- ・なお、そのような取組を促進するための計画・支援制度等のあり方について、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。

<内 容>

○地域の実情に応じた生活交通の確保維持

- ・高齢化が進む過疎地域等の足を確保するためのバス、デマンドタクシー等の運行
- ・バス車両の更新、貨客混載の導入等
- ・離島航路・航空路の運航

○快適で安全な公共交通の実現

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

○地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し

- ・地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等*
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針等の策定に係る調査

○地域公共交通特定事業に対する特例措置

- ・国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画等に基づく事業

○地域公共交通ネットワーク構築に向けた協働による取組に対する特例措置

- ・交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による先行的な取組

* 地域交通におけるさらなる連携・協働とイノベーションに向けた新たな制度的枠組みの構築
(地域公共交通活性化再生法等見直し)

- (1) 地域公共交通に関する計画制度のあり方の見直し
(2) 事業制度の柔軟化 等

あらゆる地域で、あらゆる人々が、自らの運転だけでなく、ニーズに対応した移動サービスを享受出来る社会の実現
(今後、交通政策審議会地域公共交通部会にて審議(予定))

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁予算 722百万円）がある。

また、以下についても、それぞれ関連する支援事業がある。

- ・観光地や公共交通機関、宿泊施設における訪日外国人旅行者の円滑かつ快適な受入環境の整備の支援（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁予算 6,003百万円の内数））
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部（鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算 9,291百万円の内数））

○ 日本版 MaaS の推進による地域や観光地の移動の利便性向上 (モビリティサービス推進課・情報政策課)

要求額 1, 000 百万円

- 新たなモビリティサービスである MaaS (Mobility as a Service) ^{※1}の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進める目的として、地域の実情に応じたモデルによる実証実験や MaaS の普及に必要な基盤づくりへの支援、オープンデータを活用した情報提供の実証実験を行う。

<内 容>

○ 地域の実情に応じた MaaS モデルによる実証実験

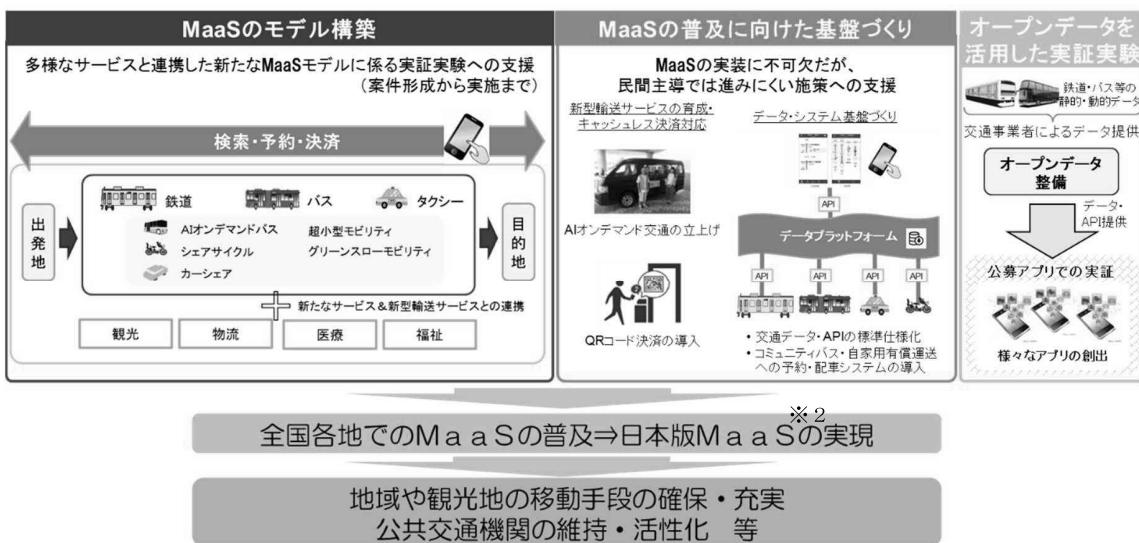
- 新型輸送サービスを含む多様なサービスと連携した MaaS の実証実験の案件形成から実施までを支援し、地域の実情に応じた高付加価値な MaaS のモデル構築を図る。

○ MaaS の普及に必要な基盤づくり

- 新型輸送サービスの立上げ、交通機関におけるキャッシュレス決済対応、交通データの標準仕様化等の MaaS の普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。

○ オープンデータを活用した情報提供の実証実験

- オープンデータを活用したスマートフォンアプリによる情報提供の実証実験を官民連携して実施し、公共交通分野における民間の主体的なオープンデータ化に向けた諸課題の検討・整理を行う。



※1 MaaS(Mobility as a Service)：スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

※2 「日本版 MaaS」として、各地域の多様な MaaS サービスを全国的にネットワーク化するとともに、まちづくりや商業・観光等の多様なサービスとも連携することで、地域や旅行者にとって利便性の高い仕組みを目指している。

○ 交通政策基本計画に基づく交通政策の総合的な推進

(交通政策課)

要求額 35百万円

- ・平成27年に策定された交通政策基本計画を着実に推進するため、施策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、取組の強化が必要な施策の調査・検討を行う。

<内 容>

○交通政策基本計画全体のフォローアップ

- ・交通政策基本計画をフォローアップするため、交通の動向に関するデータの作成・分析を強化するとともに、交通の動向に関するデータを活用しつつ、施策の進捗状況を白書としてとりまとめる。

○交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

- ・交通政策基本計画のフォローアップや昨今の交通を取り巻く現状を踏まえ、地域における公共交通の活性化や生産性の向上、最先端の情報技術の交通分野全体への活用等、特にモードを横断して取組の強化が必要な施策に関する調査・検討を行う。

<取組の例>

- ・災害復旧時における緊急輸送体制に係る GTFS※を活用した情報提供の手法と体制整備
- ・高齢者等の移動手段の確保に向けた多様な輸送資源の活用方法
- ・貨客混載の普及に向けた課題の整理と推進体制の整備
- ・地域交通のモード横断の事業者間連携のためのガイドラインの策定 等

※ GTFS (General Transit Feed Specification) : バス事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受渡しのための「標準的なバス情報フォーマット」。

○ 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進 (環境政策課)

要求額 48百万円

- ・成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きており、グリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが必要。
- ・一方で、人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となっており、社会资本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの取組を通じて、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めることが重要。

<内 容>

○ グリーンインフラ主流化のための環境整備

- ・国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、各自の知見を共有するためのシンポジウム等を開催。
- ・グリーンインフラの優良事例の調査を行い、ポータルサイトで公表することで、全国への横展開を図る。

○ 先導的グリーンインフラモデル形成支援

- ・地方公共団体において分野横断型の先導的なグリーンインフラのモデルを形成するため、専門家を派遣し、体制づくりからグリーンインフラの基本構想の策定、各種計画への反映、事業化に至るまでのハンズオン支援を実施。



○ インフラツーリズムによる地域活性化の推進

(公共事業企画調整課)

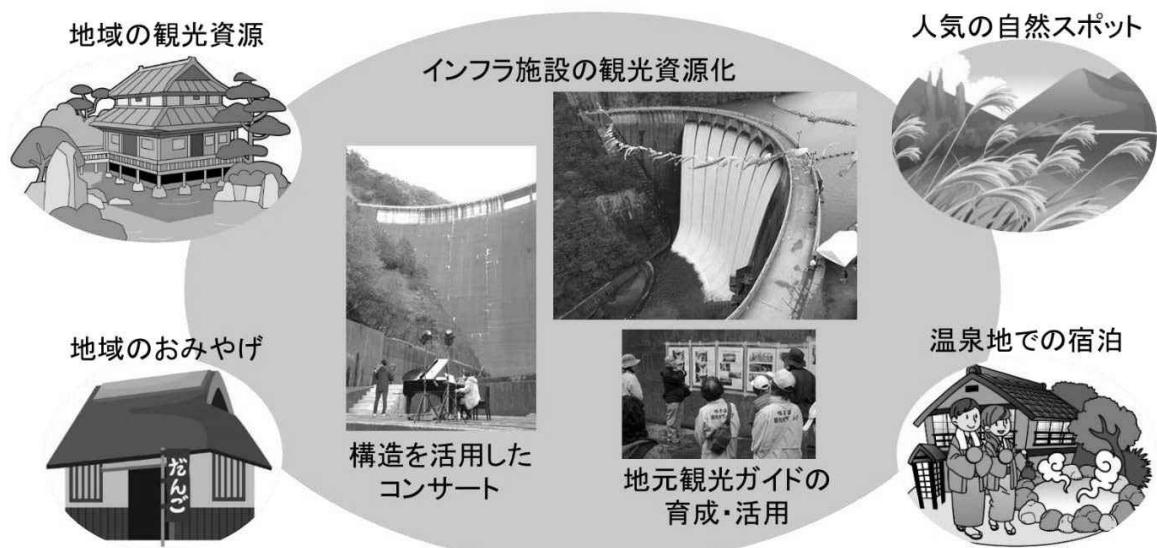
要求額 6百万円

- ・インフラ施設の公開・開放が進む中、インフラ施設を見学の対象としてだけでなく、観光資源として捉え、地域活性化に活かすことが求められている。
- ・このため、地域と連携しながら、インフラ施設を地域の魅力ある観光資源として育てるとともに、そこに集まる多くの来訪者を周辺の観光資源など地域全体に誘うことにより、インフラ施設の活用を地域活性化につなげる、新たなインフラツーリズムの推進を図る。

<内 容>

- ・魅力あるインフラ施設の大胆な公開・開放を推進するため、インフラ施設の観光資源としての魅力を高め、地域活性化の舞台としての活用を図る。
- ・地域づくり団体、観光事業者やDMO等と連携し、インフラ施設への来訪者を周辺観光地等へ周遊させる方策を検討するとともに、地域を総合的に説明できる地域人材の育成を進めることにより、地域経済の活性化を図る。
- ・地域との連携によるインフラ施設の観光資源としての活用方法についてのノウハウの横展開を図る。

インフラ施設と地域との連携（イメージ）



○ バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進
(安心生活政策課)

要求額 71百万円

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を一体的・総合的に推進する。

<内 容>

○当事者参画によるスパイラルアップ

- ・移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、高齢者、障害者等が参画する会議を開催するほか、全国の交通施設のバリアフリー水準の底上げを図るためのバリアフリー整備ガイドラインの改訂等を視野に入れた調査を行い、バリアフリー施策の段階的・継続的な発展を図る。

○高齢化等の進展に対応したバリアフリー施設等のあり方に関する検討

- ・公共交通事業者向けに認知症の人対応のための接遇ガイドラインや知的・発達・精神障害者を対象とした公共交通の利用体験マニュアル案の作成に向けた調査・検討を行う。また、機能分散トイレの整備状況や機能付きトイレの利用状況等を調査し、利用ルールのあり方等について検討する。

○面的なバリアフリー化の推進

- ・面的なバリアフリー化のために市町村が作成する「移動等円滑化促進方針」及び「バリアフリー基本構想」の作成・見直しを促進するため、専門的な知見を有するバリアフリープロモーターを地方自治体に派遣する。

○心のバリアフリーの推進

- ・高齢者・障害者等の疑似体験や移動介助体験等を行う「バリアフリー教室」の開催や、公共交通機関や公共施設等における多機能トイレ・ベビーカーの利用円滑化及び公共交通機関におけるエレベーターの利用円滑化に向けた普及啓発活動等を通じ、心のバリアフリーを推進する。



高齢者疑似体験



視覚障害者サポート体験



多機能トイレ

注) 上記のほか、市町村が行う移動等円滑化促進方針の策定に係る調査への支援（地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援 26, 441百万円の内数）がある。

○ 歩行者移動支援の普及・活用の推進

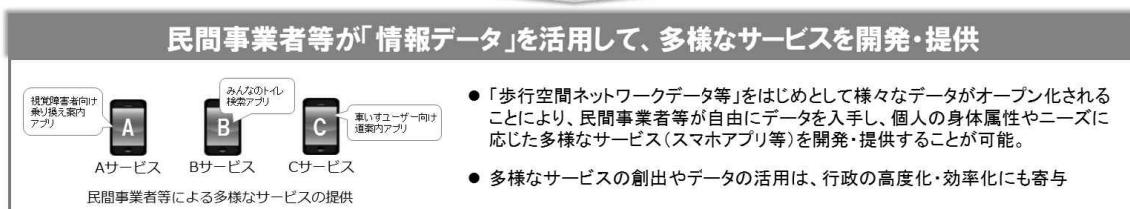
(総務課)

要求額 39百万円

- 訪日外国人旅行者や高齢者、障害者等も含めた誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会を構築するため、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る。

<内 容>

- 民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、施設や経路のバリアフリー情報等の、移動に必要なデータのオープンデータ化を進める。
- 併せて、これまで整備されたデータを継続的に活用していくために必要な検討や、データの信頼性を高めるために必要な手法の検討に取り組む。



◎国民の安全・安心の確保

○ 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

(大臣官房参事官(運輸安全防災))

要求額 106百万円

- ・近年、大規模自然災害が相次いで発生しており、交通機関の被害状況や運行情報の早期把握及び迅速な被災地支援への社会的要請が高まっている。このため、災害発生時に、被災状況等の情報収集や、避難輸送・代替輸送のための運輸事業者や被災自治体等との関係者間調整を迅速に行い、被災地への支援活動を的確かつ円滑に実施できるよう、地方運輸局の TEC-FORCE※の体制・機能の充実強化を図る。

<内 容>

- ・被災地の状況やニーズを、現場から地方運輸局本局及び本省に一気通貫で、また、運輸支局間で同時に共有できる情報収集体制を整備するとともに、地方運輸局の TEC-FORCE の活動をマネジメントする機能の強化を図る。
- ・地方運輸局の TEC-FORCE が被災現場等において的確に情報収集等の活動を実施するとともに、国土交通省としてできる支援策の積極的な提案及び関係者調整を行うパッショナ型支援を実施するために必要となる資機材や装備の整備、研修・訓練等の人材育成を行う。

地方運輸局のTEC-FORCEの活動内容



※Technical Emergency Control FORCE の略。国土交通省職員が指名され、各種インフラの復旧に関する技術的な支援や、交通機関に係る被害状況の把握や被災自治体・事業者等のニーズ把握、各種調整等を行う。

○ 災害に強い物流システムの構築

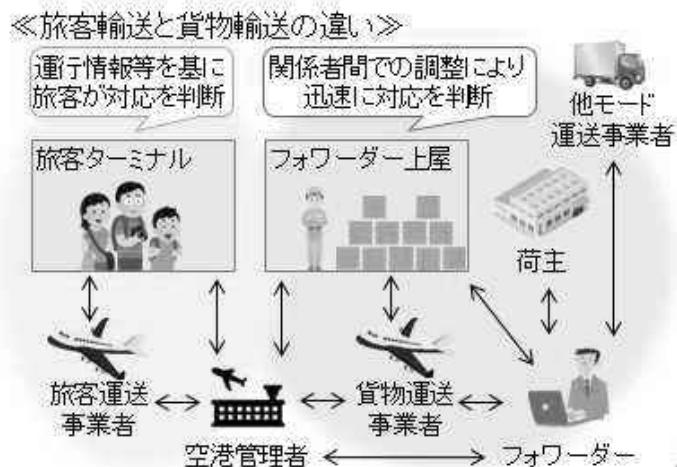
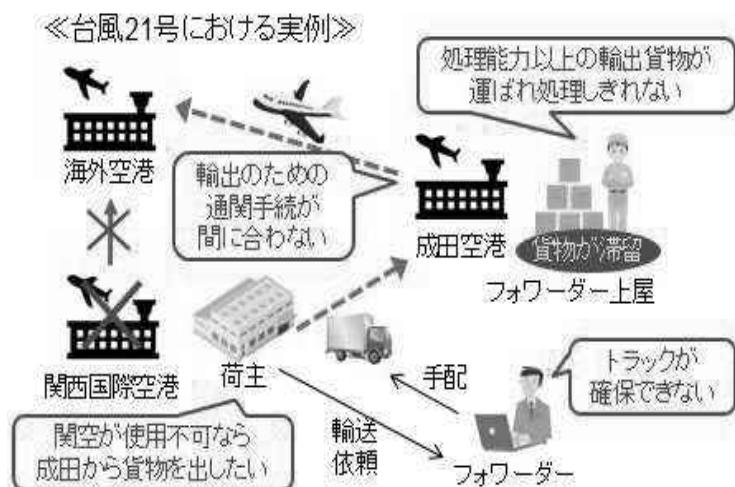
(参事官(物流産業))

要求額 17百万円

- 平成30年7月の西日本豪雨や台風21号等の災害時において、物流関係者間の情報共有や早期再開に向けた体制の確保が不十分であったことを踏まえ、災害時におけるサプライチェーンの確実な維持に向けた、貨物利用運送事業者をはじめとする物流関係者間の連携体制のあり方等について調査を行う。

<内 容>

- 成田空港が機能不全に陥った場合を想定し、空港BCPとの整合性を確保しつつ、具体的な被災想定のもと災害時における物流関係者間の連携について計画策定を行い、策定した計画に沿って机上訓練等を実施する。



○ インフラメンテナンス産業の育成・拡大等の推進

(公共事業企画調整課)

要求額 16百万円

- 我が国では、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が進んでおり、対策が必要な施設が急速に増加することが見込まれている。
- このため、本格的な人口減少社会の到来を見据え、インフラの効率的なメンテナンスを推進するとともに、その基盤となるメンテナンス産業の育成・拡大や、インフラの老朽化対策の重要性に係る国民の理解の促進を図る。
- また、インフラメンテナンスデータの産学官民による利活用を推進し、建設生産システムの効率化を図る。

<内 容>

- 「インフラメンテナンス国民会議」（1,775 者の企業・団体等が参画（令和元年8月時点））において、産学官民の多様な主体の技術や知恵を総動員し、オープンイノベーションによる革新的技術の開発と実装の加速や、民間企業のノウハウの横展開などを推進する。
- 「インフラメンテナンス大賞」により、優れた取組や技術開発の横展開を図る。
- 効率的・効果的なメンテナンスの実施をコーディネートする技術者の地方公共団体等への試行的な派遣などを行い、その効果を検証する。
- インフラメンテナンスデータの利活用を推進することにより、民間企業等における革新的な製品・サービスの創出等を促進するとともに、システム連携により、建設副産物に係る登録作業を省力化するなど、建設生産システムの効率化を図る。

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

会員（199者（2016.11）⇒1,775者（2019.8））の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒ 新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援



○ 運輸安全マネジメント制度の充実強化

(大臣官房運輸安全監理官)

要求額 47百万円

- ・より一層の輸送の安全確保のため、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下で、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や改善に取り組み、国土交通省が運輸事業者の安全管理体制の構築に関する取組状況を確認し、必要な助言等を行う、運輸安全マネジメント制度を推進している。
- ・制度創設から10年が経過したところであり、平成29年7月の運輸審議会答申を踏まえ、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化を推進していく。

<内 容>

- ・貸切バス事業の安全確保への社会的要請の高まりを踏まえ、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、29年度から概ね5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認。
- ・運輸事業者に対して、運輸安全マネジメント制度の理解促進と意識啓発を図るとともに、各事業者の取組を促進するため、運輸事業の安全に関するシンポジウムや安全統括管理者フォーラムのほか、人材育成のためのセミナー等を実施。

運輸審議会答申を踏まえた運輸安全マネジメント制度の充実強化

貸切バス事業者への評価の重点的な実施

- 平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機に、貸切バス事業者の安全確保への社会的要請が高まっている。
- 貸切バス事業者の安全管理体制を早急に確認するため、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価(以下「評価」)を重点的に実施していく。



- 平成29年度から令和3年度の概ね5年間で、全ての貸切バス事業者(約4,200社)への評価を実施。
- 令和2年度においても引き続き計画的に年間約700事業者への評価を実施。
- 各交通モード(鉄道、自動車、海運、航空)の事業者に対する評価も着実に実施し、安全に関する取組を促進していく。

運輸安全マネジメント制度の普及啓発・取組強化の推進

- 運輸事業全体の安全性の確保・向上を図るため、全国の事業者に対する運輸安全マネジメント制度の普及啓発及び取組強化の推進が重要。
- 運輸事業分野では、特に、乗務員等の人材不足や高齢化、テロ・自然災害対応等多くの今日的な課題への対応が必須。



- 「運輸事業の安全に関するシンポジウム」や「安全統括管理者※フォーラム」を開催し、今日的な課題への対策等の議論、先進事例の共有を行う。
※各事業者における安全に関する責任者(役員以上)
- 各事業者における安全に関する取組や人材育成を促進するため、安全担当者向けセミナーを全国で開催。



○ 公共交通事業者における危機管理対応力の充実強化

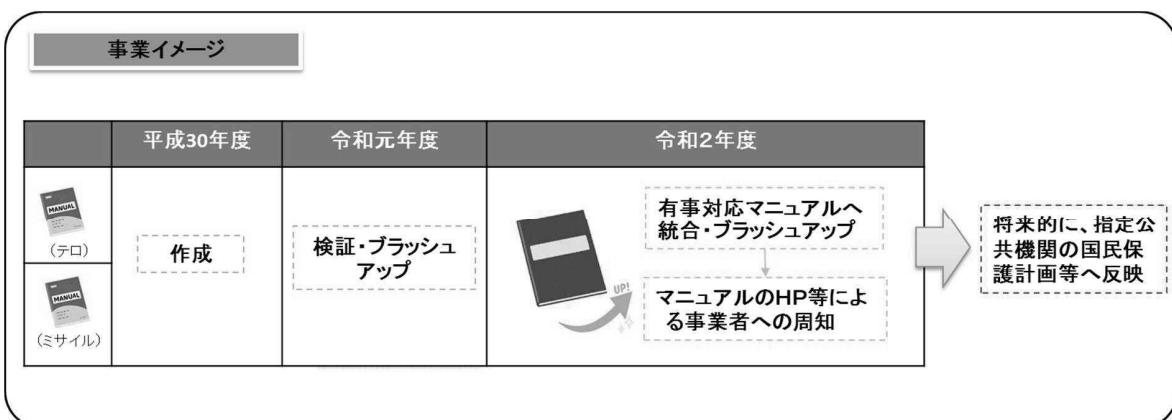
(大臣官房危機管理官)

要求額 18百万円

- 我が国の公共交通機関におけるテロ等の危機管理対応のより一層の高度化の必要性が高まっている。国土交通省としても、政府一体の取組の中で、公共交通事業者の初動対応の強化等の主体的な取組を支援していくことが重要である。

<内 容>

- 事業者、関係省庁、有識者等も交えた検討会において、平成30年度に作成した「テロに対する公共交通事業者の対応能力強化に資するマニュアル」について、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で得られた警備上の教訓や、事案発生後に講すべき取組等に関する検討の上反映を行い、また同年度に作成した「ミサイル発射時における公共交通事業者の初動対応能力強化に資するマニュアル」についても共有・問題点の検証等を行い、その結果を整理して有事への対応マニュアルへと統合・発展させることで、国土交通省所管事業者の有事への対応能力について、事案の発生前から発生後まで一貫した能力の強化を図る。
- また、当該検討会にて得られた知見や、それを反映した有事対応マニュアルについて、HP等の手段により事業者等に周知するとともに、指定公共機関の作成する国民保護計画等への反映を図るなど、対応能力の向上が体系的に継続されるよう取り組む。



◎生産性と成長力の引上げの加速

○ PPP／PFI の推進

(社会資本整備政策課)

要求額 674 百万円

- ・「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年 6 月 21 日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、PPP/PFI について 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）で 21 兆円の事業規模の達成を目指すこととされている。
- ・また、空港や下水道等のコンセッション事業等の重点分野の推進のほか、地域プラットフォームを通じた具体的な案件形成や人口 20 万人未満の地方公共団体における PPP/PFI の導入促進、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対する導入支援等の PPP/PFI 推進のための施策が掲げられている。
- ・このため、先導的な PPP/PFI の案件形成、地域の産官学金が連携する地域プラットフォームを通じた PPP/PFI の案件形成、人口 20 万人未満の地方公共団体におけるモデル形成や職員の能力向上、インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入について支援を行う。

<内 容>

- ・地方公共団体における先導的な PPP/PFI 案件の形成を支援
- ・地域プラットフォームを通じた地方公共団体の PPP/PFI 案件の形成を支援
- ・人口 20 万人未満の地方公共団体におけるモデル形成や職員の能力向上を支援
- ・地方公共団体におけるインフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討を支援

地域プラットフォームを通じた地方公共団体のPPP/PFI案件の形成支援

地方ブロック単位（全国9ブロック）で産官学金が連携するプラットフォームを通じたPPP/PFIの情報・ノウハウの共有、個別案件の官民対話等の取組に加え、国土交通省・内閣府と協定を結んだ地域主体のプラットフォーム（協定プラットフォーム）における案件の掘り起こし支援を新たに実施することで、地域プラットフォームの案件形成機能を強化する。

（※）「産」：民間事業者、「官」：地方公共団体（都道府県、市町村）等、「学」：大学 等、「金」：地方銀行 等

【具体的取組】

- ・セミナー・研修
→ 優良事例等を紹介するセミナーや実務スキルを習得する研修を実施
- ・首長意見交換会
→ 首長同士がPPP/PFIを進める上での工夫や課題を意見交換
- ・サウンディング
→ 利活用したい個別の公共施設等の事業性等を官民で討論
- ・協定プラットフォームにおける案件掘り起こし支援
→ 協定プラットフォーム参加団体が検討する案件に対し専門家が個別に助言



○ インフラシステム海外展開の推進

(国際政策課・海外プロジェクト推進課)

要求額 2,072百万円

- ・政府の「インフラシステム輸出戦略」を着実に実行するため、平成31年3月に「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を改訂し、インフラシステムの海外展開に向けた基本的な方針を策定するとともに、地域・国別の主要プロジェクトを更新した。当該行動計画に沿って、インフラシステム海外展開に係る取組みを一層強化し、国土交通分野における我が国企業の受注増加を目指す。

<内 容>

○川上からの参画・情報発信

- ・トップセールス、相手国要人の招請、セミナー開催、研修等の戦略的展開
- ・国際機関や在京大使館等と連携した情報発信の強化
- ・相手国の都市・交通マスターplan等に関する案件発掘・形成等の推進
- ・相手国の課題やニーズに応じた提案型プロジェクトの展開
- ・インフラ点検・診断・補修等のメンテナンス技術の海外展開の推進
- ・海外インフラ展開法に基づく高速鉄道等のインフラ海外展開の推進

○インフラ海外展開に取り組む企業支援

- ・官民連携によるプロジェクトの受注拡大に向けた枠組の構築・展開
- ・我が国企業の現地における実証実験（パイロットプロジェクト）の支援
- ・外国企業との第三国連携海外進出の推進

○ソフトインフラの展開と人材育成

- ・相手国の制度構築・人材育成の一体的・効果的実施
- ・我が国の技術、規格、制度等の国際標準化の促進

【関連事項】

- ・財政投融資（産業投資790億円、政府保証634億円）

（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が行う出資と事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進

インフラシステム海外展開の推進

「川上」からの参画・情報発信

官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等の推進、情報発信の強化



平成30年12月
石井大臣とズン副首相(ベトナム)の意見交換

インフラ海外展開に取り組む企業支援

我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を多角的に支援

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の活用

令和元年8月23日現在、21件の事業支援を決定

- ・ベトナム港湾
- ・アメリカ高速鉄道
- ・インドネシア、タイ等都市開発
- ・インド有料道路



等

ソフトインフラの展開と人材育成

我が国技術・システムの国際標準化の推進、制度整備支援、相手国人材の育成等、ソフトインフラの海外展開



令和元年7月
ASEAN諸国等政府職員に向けた建設産業政策プログラム
(東京外かく環状道路現地視察)

○ 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

(海洋政策課)

要求額 48百万円

- ・海洋基本計画等に基づき、我が国の国土と経済社会の存立基盤であり、人類にとってのフロンティアである海洋の開発・利用・保全を戦略的に推進する。

<内 容>

- ・今後より一層の発展が見込まれる北極海航路に関して、利活用に向けた環境整備を推進するため、利用動向や輸送環境把握等のための調査を行う。
- ・海洋環境に関する国際的な取組への対応として、船舶起因の海洋プラスチックごみ削減に向けた検討等に対応するため各種調査を行う。
- ・今後の我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方に関して、周辺海域における船舶からの汚水の排出状況等の調査を行う。

○ 北極海航路の利活用に関する検討

- ・北極海航路の利用動向等に関する基礎情報収集調査
- ・北極海航路における輸送環境把握に向けた基礎データ調査

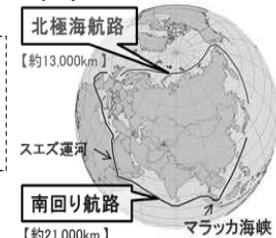
産学官連携協議会等の場を通じて、関係者に情報を共有することで、北極海航路の利用促進に寄与。

【北極海航路】

従来の海上輸送ルートと比較し航行距離が短縮でき、輸送網の多様化や北極圏のエネルギー資源輸送確保等経済的安全保障の観点から関心が高まっている。

【北極海航路に係る産学官連携協議会】

北極海航路利活用の当事者となり得る民間事業者、研究機関、行政機関等での情報共有の場として2014年より定期的に開催。



○ 海洋政策に関する国際的な取組への対応

- ・船舶起因のプラスチックごみの削減のための実態把握や具体的な施策検討のための調査
- ・海洋環境保護のための各国独自規制、上乗せ規制等における我が国船舶への影響や効果について調査

船舶起因のプラスチックごみ削減に向け、国際海事機関（IMO）での議論に積極的に参画するとともに、海洋プラスチックごみ削減に向けた国内機運を醸成。
海洋污染防治条約（マルボール条約）に基づく規制等の強化の議論においても現実的かつ効果的な規制強化案を提示し、IMOにおける我が国のプレゼンスを向上。



○ 我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方の検討

- ・船舶で発生する汚水の処理状況の実態調査
- ・周辺海域における汚水の排出状況、海洋環境への影響を調査

科学的根拠に基づいた合理的な規制の検討を行うとともに、IMOでの議論に積極的に参画。

【IMO第71回海洋環境保護委員会(2017年6月)】

装置の適切な運用がなされていないなどの理由から、処理汚水の多くがIMOの基準を超過しているとの調査結果が提示される。

【IMO第74回海洋環境保護委員会(2019年5月)】

装置搭載後も適正に稼働していることを確実に担保することを目的に、技術基準や検査方法の見直しについて、IMOで検討を行うことを決定。

○ 物流生産性向上の推進

(物流政策課・参事官(物流産業))

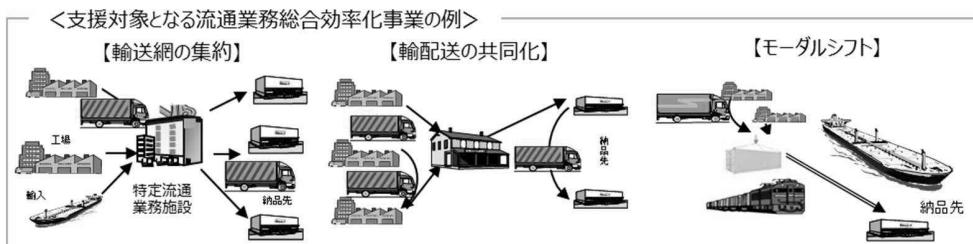
要求額 100百万円

- ・生産性向上を通じ人手不足等の課題を克服して、持続可能な「強い物流」を実現するため、物流総合効率化法の認定を受けた関係者の取組への支援を行うほか、新たな物流効率化策について調査を行う。

<内 容>

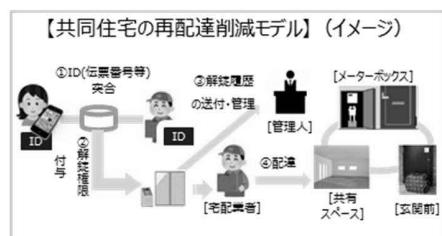
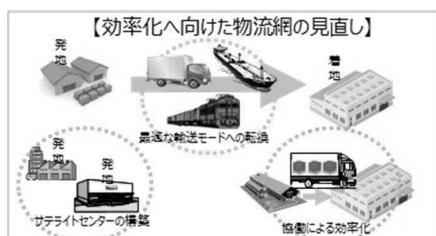
○物流総合効率化支援事業（補助事業）

- 物流総合効率化法に基づく取組について以下のとおり支援。
- ・計画策定支援事業
総合効率化計画の策定に必要な協議会の開催や短期間の実証運行等に要する経費を補助。
 - ・モーダルシフト等支援事業
物流総合効率化法の認定を受けたモーダルシフト等の取組について、初年度の運行経費を補助。
 - ・関連設備導入支援事業
物流総合効率化法の認定を受けた庫内作業フロー改善に必要な設備投資に係る経費を補助。



○物流生産性向上促進調査事業（調査事業）

- ・幹線輸送の効率化
関係者の連携・協働を可能とするサテライトセンターやダブル連結トラック等の活用による新たな幹線輸送の構築に向けた指針となる手引きを作成。
- ・スマートラストワンマイル配達モデル構築
再配達削減に向け、新たな受け取りモデル構築や、新しい貨客混載モデル等の実証実験を行い、効果を整理・集約した手引きを作成。



○ アジアを中心とした質の高い物流システムの構築・国際標準化の推進
(参事官(国際物流))

要求額 20百万円

- ・我が国製造業の越境サプライチェーンの構築、物流事業者の海外事業展開ニーズに対応し、我が国の国際物流システムのシームレス化・更なる海外展開を官民一体となって戦略的に推進する。
- ・特に農林水産物・食品等の低温物流（コールドチェーン物流）については、規格を我が国から提案する。

<内 容>

○シームレスな国際物流システムの構築

- ・我が国産業の輸出や海外展開の前提となるシームレスな国際コールドチェーン物流を実現するため、国際輸送で利用される BtoB コールドチェーン物流サービスのアジア各国における品質や市場環境等を調査した上で、「日 ASEAN コールドチェーンガイドライン」等をもとに、BtoB コールドチェーン物流サービスの規格を策定・普及する。



○物流システムの国際標準化による海外展開の推進

- ・E コマースの発展等により BtoC コールドチェーン物流サービス（クール宅配便）の需要の拡大が見込まれる ASEAN 等の新興国において、品質の見える化により我が国物流企業の参入しやすい市場環境を醸成するため、令和 2 年度発行が見込まれる我が国発のクール宅配便の ISO 規格の普及を戦略的に推進する。



○ AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入

(公共事業企画調整課)

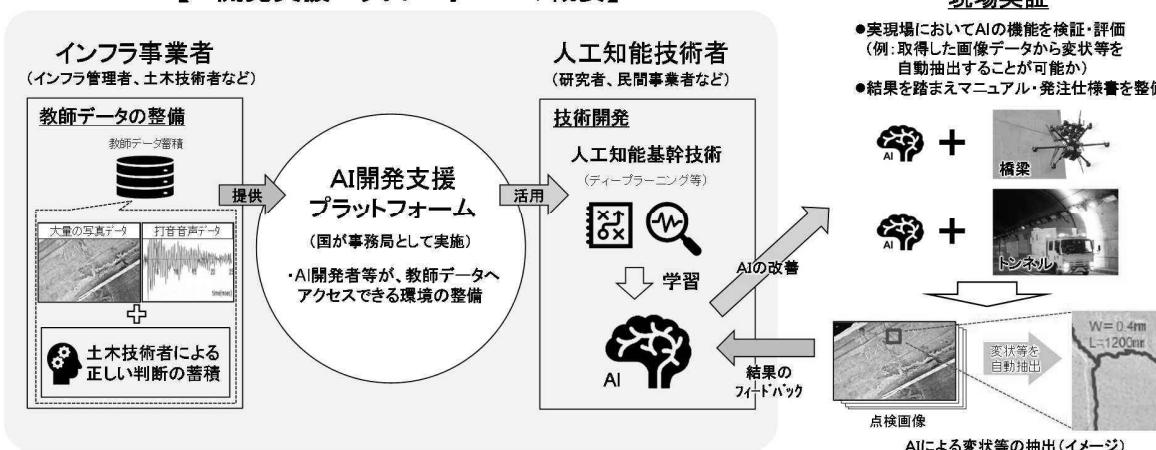
要求額 69百万円

- ・インフラの建設・維持管理や災害対応の扱い手不足に対応するため、現在、ICTを活用して「人の作業」の支援をするi-Constructionを推進しているところである。
- ・今後、我が国が本格的な人口減少社会に突入する中、更なる生産性の向上を目指すため、「人の判断」の支援を可能とする人工知能(AI)・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入を図る。

<内 容>

- ・AI研究開発に必要な教師データ(インフラ点検時にロボット等から得られる画像データと土木技術者による正しい判断結果の蓄積をひも付けたデータ)の整備を行う。
- ・AI開発者が、大量の教師データにスムーズにアクセス出来る環境の整備(知的財産権の帰属やセキュリティ、膨大なデータを扱うクラウドサーバーの運用・管理)を行う。
- ・AI開発者が教師データを利活用できる環境として「AI開発支援プラットフォーム」を設立し、AI開発の支援を行う。
- ・AI開発者によるAIの製品化(AI搭載ロボット等)を促すため、AI搭載ロボット等を点検業務にて活用するにあたって求められる機能を国が整理し、開発されたAIを用いて現場実証を行い、その結果を踏まえて点検業務にて活用する方法を示すマニュアルや発注仕様書を整備する。

【AI開発支援プラットフォームの概要】



○ ICT施工技術支援者の育成等

(公共事業企画調整課)

要求額 32百万円

- ・インフラの建設・維持管理、災害対応の担い手不足に対応するため、建設生産プロセス全てを対象に、ICTなどの新技術を活用する i-Construction を推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指している。
- ・直轄工事のみならず、地方公共団体が発注する 全国の建設現場にICT施工を浸透させるため、ICT施工の活用機会や実績の少ない中小建設業者に対する施工技術の支援体制の整備を図る。

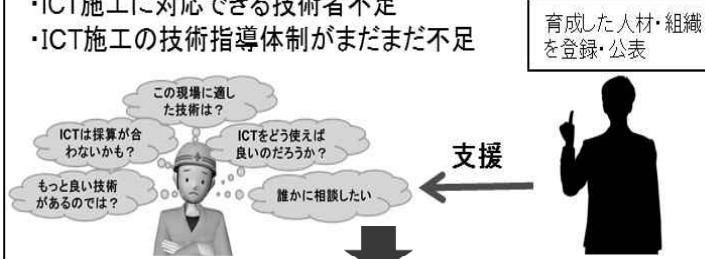
<内 容>

- ・地方公共団体発注工事を請負う中小建設業者が、ICTを導入した際に、施工時間の短縮、省力化などの効果が十分に得られるように、現場条件に見合ったICT施工計画の作成方法、現場マネジメント方法等を適切にアドバイスできる人材・組織を育成する。
- ・規模の小さな現場においてもICT施工による効果が確実に得られるように、新技術を適用する技術基準や新工種に対応する技術基準を策定するとともに、安全等の分野への技術導入に必要な効果検証を行う。

①ICT施工者の拡大(中小建設業へ)

<中小建設業者における課題>

- ・ICT施工へ踏み出せない企業が多い
- ・ICT施工に対応できる技術者不足
- ・ICT施工の技術指導体制がまだ不足



・中小建設業に技術支援(アドバイス)を行える仕組みが必要

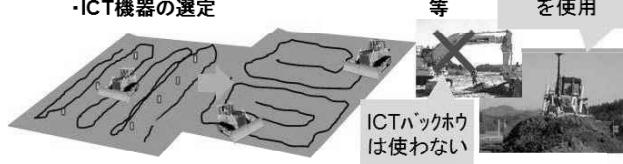
STEP 1

中小建設業者のICT施工を支援する人材・組織の育成を実施

STEP 2

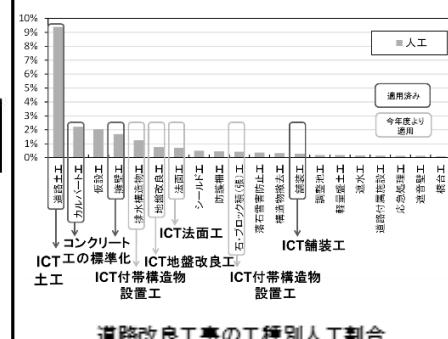
中小建設業の現場所長や管理技術者にICT施工の支援を実施

- ・工事規模に見合ったICT施工のポイント例
- ・関連工種(クリティカルパス)に合わせた計画立案
- ・施工エリアの条件に合わせた計画立案
- ・3次元データ作成範囲・密度の適正化
- ・ICT機器の選定



ICT建機を使うだけでなく、施工機械や順序を変える。

②ICT施工工種・活用の拡大



- ・新技術(機器)への対応や工種を拡大する基準類が必要
- ・安全など新たな分野へのICT活用のための技術の効果検証が必要

技術基準策定・技術の導入に必要な検討・実証

- ・新技術の事例
- 汎用機器(スマートフォンなど)の利用による低コスト化
- 新たな計測技術を利用することによる計測作業の効率化
- カメラによる人感警報システム

○ 行政手続デジタル化促進のためのシステム整備

(行政情報化推進課)

要求額 254百万円

- ・デジタル・ガバメント実行計画では、IT活用による行政の利便性向上・簡素化・効率化に向けて、業務の見直しとデジタル3原則に則った行政手続におけるオンライン化の徹底により、行政サービスの100%デジタル化を目指すとされている。また、本年5月31日にデジタル手続法（※1）が公布され、「国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会」の実現を目指すこととされた。
- ・このため、国土交通省における行政手続の申請をインターネットを通じて受け、審査を行うシステムの整備を行い、行政手続デジタル化の取組を強力に推進していく。

(※1) 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年5月31日公布）」の略称。

<内 容>

- ・申請者の利便性向上及び受付環境の機能強化のために、申請書作成の際、入力項目の再入力の手間を減らすことを目的に、過去の入力内容を仮に自動入力(プレプリント)する機能や問合せの多い申請項目等に対するガイド機能等の機能追加を行うとともに、今後予想される申請手続・申請数の増加に対応した機器へ更改を行うことにより申請時間の軽減等を図る。
- ・e-Gov（※2）やREPS（※3）等各府省とのシステム連携を強化するために、「行政基本情報データ連係モデル」に基づくデータ形式の標準化に対応するとともに、API（※4）の整備を図る。

(※2) e-Government の略。総務省が整備している電子政府の総合窓口申請システム。

(※3) Revenue Electrical Payment System の略。財務省が整備している歳入金電子納付システム。

(※4) Application Programming Interface の略。特定機能を共有化する仕組み。

◎被災地の復旧・復興

○ 被災した公共交通の復興の支援

(地域交通課)

要求額 722百万円

- ・東日本大震災の被災地に対しては、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持のために、引き続き柔軟な対応を図る。

<内 容>

- ・東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。
- ・東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持について、地域内バス等の実証運行等を特例措置により支援する。
- ・福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)